

借用書

～ 金銭消費貸借契約書 ～

当事者

甲（貸主） 住所: 氏名: (印)
電話: 生年月日:
乙（借主） 住所: 氏名: (印)
電話: 生年月日:

甲と乙は、本日下記のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

第1条（金銭消費貸借の合意）

貸主（甲）は借主（乙）に対し、本日金 円を貸し付け、乙はこれを借り受けて確かに受領した。

第2条（弁済期）

乙は前条の借入金（以下「本件貸金」という。）を、令和 年 月 日までに甲に弁済する。

第3条（利息）

本件貸金の利息は年 %とし、毎月 日限り、その月分を後払いで甲に支払う。

第4条（利息制限法の遵守）

前条の利率は、利息制限法第1条所定の制限利率（元本10万円未満20%、10万円以上100万円未満18%、100万円以上15%）を超えないものとする。

第5条（返済方法）

乙は本件貸金及び利息を、毎月 日限り金 円ずつ か月の分割払いの方法により、甲指定の口座（ 銀行 支店 普通預金 口座番号 、名義人 ）に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第6条（期限の利益喪失）

乙が分割金の支払を1回でも怠ったとき、又は他の債務につき仮差押え・差押え・破産手続開始の申立てを受けたときは、当然に期限の利益を喪失し、残金全額及び遅延損害金を直ちに支払う。

第7条（遅延損害金）

乙が本件貸金の支払を遅滞したときは、遅滞日から完済日まで、年14.6%（利息制限法第4条所定の制限を超えない範囲）の遅延損害金を加算して支払う。

第8条（繰上返済）

乙は、本件貸金の全部又は一部を、随時繰上げて返済することができる。この場合、未経過分の利息は減免する。

第9条（公正証書）

甲及び乙は、本契約を公正証書とすることに合意する。公正証書作成費用は乙の負担とする。乙は強制執行認諾条項を承諾する。

第10条（通知義務）

乙は、住所・氏名・勤務先・連絡先等に変更があったときは、遅滞なく甲に通知する。

第11条（管轄合意）

本契約に関する紛争については、 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（貸主）

住所

氏名

(印)

電話

乙（借主）

住所

氏名

(印)

電話

元利金返済表（毎月均等返済・元利均等方式）

前提: 元本¥ / 年利 % / 回返済 / 元利均等

回	返済日	返済額	元本充当	利息充当	残元本
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

元利均等方式は毎月の返済額が一定になる方式。利息部分が漸減し元本部分が漸増する。

元金均等方式は毎月の元本充当が一定。当初の返済額が大きく徐々に減少する。

使い方ガイド

- 1) 利息制限法は元本額に応じて上限利率を定めています。これを超える利息は無効。
 - ・元本10万円未満 年20% ・10万円以上100万円未満 年18%
 - ・100万円以上 年15%
- 2) 遅延損害金の上限は約定利率の1.46倍（ただし利息制限法上の上限の1.46倍が上限）
- 3) 「公正証書」にすることで、強制執行認諾文言があれば裁判を経ずに強制執行できます。
作成費用は公証役場で、目的価額に応じて数千円～数万円程度。
- 4) 借入金額が高額（数百万円以上）や、長期分割の場合は公正証書化を強く推奨します。
- 5) 連帯保証人を付ける場合は別途「連帯保証契約書」が必要（個人保証は極度額明示が必須）。

関連法令

- ・民法第587条以下（消費貸借）
- ・利息制限法（昭和29年法律第100号）
- ・出資法（年109.5%超は刑事罰）
- ・貸金業法（業として貸付ける場合は登録必要）
- ・民法第465条の2～10（個人根保証契約 / 2020年4月改正）